

5 補装具・日常生活用具等

1. 補装具

(1) 補装具費の支給 **身体 難病**（※政令に定める疾病に限る）

身体上の障がいを補うための補装具費が支給（購入・修理・借受け）されます。

費用は種類別に基準額が決められています。支給等の際、本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部を負担していただく場合があります。

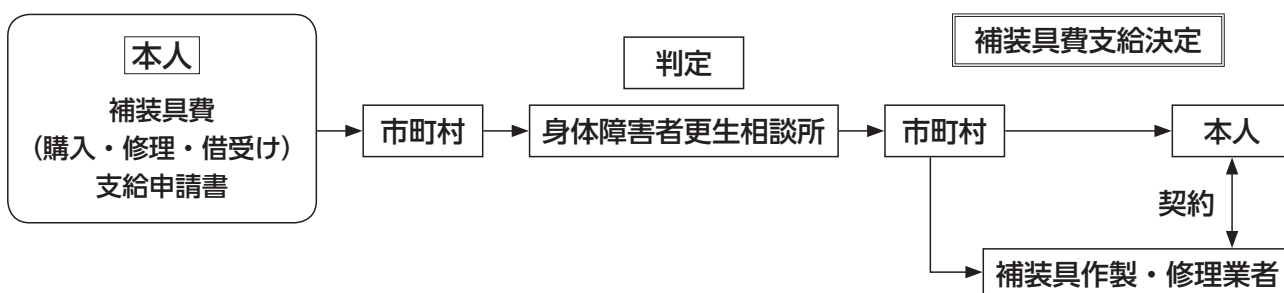
ただし、介護保険制度から、同一種目の貸与を受けることができる方は、この制度による支給を受けることができない場合があります。

●補装具の種類

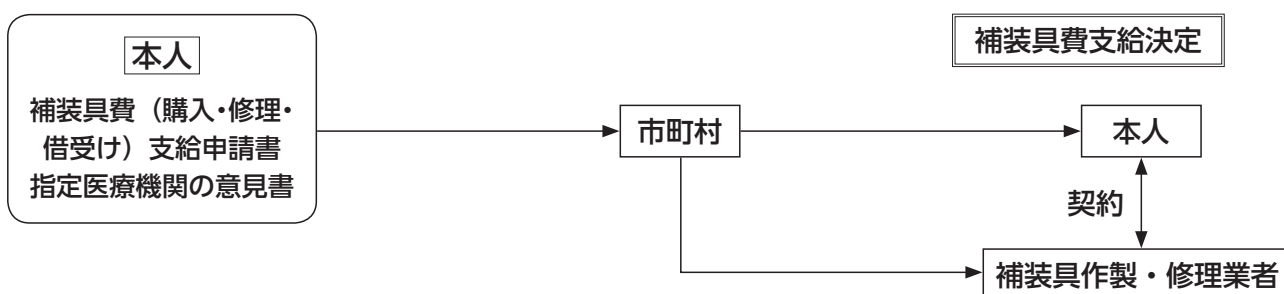
障がいの種類	種 目
肢体不自由者（児）	義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置 ※座位保持具、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障がい児に限る
視覚障がい者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
内部障がい者（児）	車いす、電動車いす等（心臓機能障がい、呼吸器機能障がいがある方に限る。）
難病患者（※）	難病患者については、病状等が異なるため、医師の意見書により必要と認められた場合支給対象となります。

●交付・申請手続

[身体障がい者]



[身体障がい児]



（注）補装具の種類により、判定の必要のないものもあります。

問 市役所又は町村役場

2. 日常生活用具

(1) 重度障がい者（児）、小児慢性特定疾病の対象者に対する日常生活用具の給付・貸与 **身体 難病**

日常生活上の便宜を図るため、次のような用具を給付（貸与）しています。

本人及び家族の課税状況等に応じて費用の一部を負担していただく場合もあります。詳しい品目や対象者はそれぞれの市町村が定めていますので、お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。

●日常生活用具の参考例

種 目	品 目	対象要件
①介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換機	
	移動用リフト	
	訓練いす（障がい児を対象）	
	訓練用ベッド（障がい児を対象）	
②自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障がい
	火災警報器	障がい種別に関わらず火災発生感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	音声標識ガイド	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい	
③在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	在宅酸素療法
	酸素ボンベ運搬車	
	視覚障害者用体温計（音声式）	
	視覚障害者用体重計	
④情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報・通信支援用具	
	（障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器・アプリケーションソフト等）	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	視覚障害者用時計	
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	
	点字図書	聴覚障がい
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出
	人工喉頭	
	福祉電話（貸与）	
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい、電話では意思疎通困難	

種目	品目	対象要件
⑤排泄管理支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障がい 脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難 高度の排尿機能障がい
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変

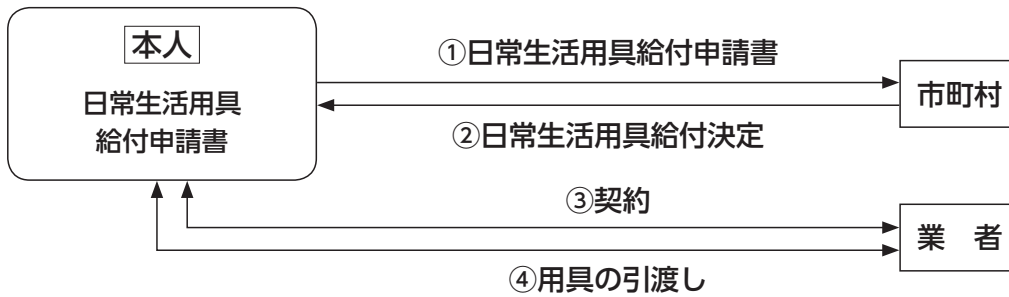
※これは例であるため、市町村によって取り扱いが異なります。

●小児慢性特定疾病の対象者に対する日常生活用具の参考例

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきり状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾患児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

※これは例であるため、市町村によって取り扱いが異なります。

●給付申請手続
[身体障がい者(児)]



●点字図書の給付申請手続

視覚障がい者(児)にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、情報の入手を容易にします。自己負担金が必要です。

本人→市町村

- ①点字図書の給付対象者としての登録申請(本人)
- ②点字図書給付台帳に対象者を登載し整備(市町村担当課)

本人→点字出版施設・点字図書館等

- ③給付図書発行証明書送付依頼(本人)

点字出版施設・点字図書館等→本人

- ④給付図書発行証明書(点字出版施設・点字図書館等)

本人→市町村

- ⑤給付図書発行証明書を添えて給付申請(本人)
- ⑥給付の承認(給付図書発行証明書に承認印)(市町村担当課)

本人→点字出版施設・点字図書館等

- ⑦給付図書発行証明書に自己負担金を添えて送付依頼(本人)

点字出版施設・点字図書館等→本人

- ⑧図書送付(点字出版施設・点字図書館等)

※対象となる点字出版施設等については、お住まいの市町村にお尋ねください。

問 市役所又は町村役場

3. 器具の作成・購入等に関する助成等

(1) 生活福祉資金 **共通**

「身体障害者手帳」や「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方や世帯等のうち、一定の条件を満たす方には次のような資金の貸付を行っています。

資金の種類		貸付等の条件
福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	<p>A. 貸付利率 連帯保証人をたてる場合 無利率 連帯保証人がいない場合 年 1.5%</p> <p>B. 償還方法 月賦 他</p> <p>C. 延滞利率 償還期限後延滞元金に年 3.0%</p> <p>※審査（運営委員会）により、適否について決定します。</p>
福祉費		

申 問 市町村社会福祉協議会
岐阜県社会福祉協議会
TEL 058-201-1547
FAX 058-275-4858

(2) ニュー福祉機器助成事業 **身体**

先進的な福祉機器の購入費の一部を助成することにより、身体障がい者又は身体障がい児（原則として学齢児以上）の活動を支援します。

●種目及び対象者

種 目	障がい及び程度
パーソナルコンピュータ デスクトップ型・ノートブック型・ タブレット型（プリンタを含む、た だし同時に購入する場合に限る）	上肢障害 2 級以上又は言語・上肢障害 2 級以上の身体障がい者 又は身体障がい児のうち文字を書くことが困難な者、又は外出若 しくは意思伝達が困難な身体障がい者又は身体障がい児
音声炊飯ジャー	視覚障がい者（視覚に障がいがある身体障がい児を含む。以下同 じ）のみの世帯又はそれに準ずる世帯（操作時に音声による案内 を必要とする者に限る）
音声 IC タグレコーダー	視覚障がい者で物の識別が困難な者
人工呼吸器（医療保険の対象となる 場合を除く）	在宅療養をするためにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジス トロフィー患者
音声血圧計	視覚障がい者で血圧管理が必要な者
色彩音声案内装置	視覚障がい者で物の色の識別が困難な者
障がい物感知センサー	視覚障がい者で物の識別が困難な者
電子白杖	視覚障がい者
呼び鈴（専用スイッチを含む場合のみ）	重度（2 級以上）の両上肢及び言語障がい者であって、意思伝 達が困難な者。または、難病患者等については、神経・筋疾患であ る者で、意思伝達が困難な者。

申 問 市役所又は町村役場

(3) 難聴児補聴器購入費等助成事業 **身体**

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、成長の早い段階から補聴器を利用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来、円滑に日常生活を送ることができるよう、補聴器の新規購入、更新及び修繕に要する経費を助成しています。

●対象者

- (1) 18歳未満の県内在住者であること。
- (2) 両耳の聴力が30dB以上70dB未満であること。又は一側耳の聴力が70dB以上であること。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象でないこと。

●対象経費

補聴器（機種や障がいの状況により必要となるイヤモールドや受信機等も含む。）の新規購入、更新及び修繕に要する経費

※詳細については、市町村にお問い合わせください。

申 問 市役所及び町村役場

4. 重症心身障がい児者いきがい創出支援事業 **重心**

在宅の重症心身障がい児者及び介護をしている方に対し、ニーズに基づいた各種メニュー事業を重症心身障がい児者を支援している事業所等で行います。

問 第二いぶき	(岐阜市出屋敷 493 TEL 058-229-6464)
デイセンターあゆみの家	(不破郡垂井町栗原 2066-2 TEL 0584-22-4333)
山ゆり学園	(高山市山田町 831-1 TEL 0577-32-6154)
岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	(岐阜市下西郷 2-255 TEL 058-239-4892)

●社会参加促進事業

文化的活動やレクリエーション活動に参加することにより、いきがいの高揚、情緒の安定を図る。

- ・地域でのコンサートや人形劇等の開催
- ・文化施設等への日帰り旅行による社会見学

●家庭リフレッシュ事業

専門の介助者が重症心身障がい児者をサポートし、家庭以外での宿泊体験を行うことにより、保護者のリフレッシュと本人の社会体験の拡大を図る。

- ・介護者及び在宅重症心身障がい児者を対象とした家庭以外の場所での宿泊体験

●地域交流事業

地域住民との交流の機会を設けることにより、地域生活における孤独感の解消を図るとともに障がい者に対する理解を深める。

- ・地域の各種行事への参加
- ・施設内での夏祭り等の開催

●健康管理促進事業

健康に不安を抱える重症心身障がい児者の健康状態をチェックすることで、健康の維持増進を図る。

- ・定期健康診断の実施
- ・外部の専門訓練士によるリハビリ訓練・相談会の開催